

国住指第1385号
平成18年9月15日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物の耐震診断結果の報告等について

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）が改正され、平成18年1月26日から施行された。この改正により建築物の耐震診断、耐震改修を促進するために建築物の所有者に対する指導等を強化するとともに、所有者等の費用負担を軽減するために、助成制度や税制などの関連する支援制度の充実が図られたところである。

住宅、建築物の耐震化を進めるためには、耐震性が低いと予想される建築物について、まずは耐震診断を実施し当該建築物の耐震性能を明らかにするとともに、その結果が所有者等の消費者に分かりやすく示されることが必要である。

現在は耐震診断を行った者が独自に作成した様式により診断結果を報告するなど、一般消費者が診断結果を把握するにあたり、必ずしも分かりやすいものではない事例も見受けられるため、耐震診断を行った建築物についてその結果を報告するための標準的な様式を作成したので、下記により取り扱われたい。

なお、住宅ローン減税の税制特例（中古住宅ローン減税）に必要とされる「耐震基準適合証明書」、既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除の適用に必要とされる「住宅耐震改修証明書」、既存住宅の耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置の適用に必要とされる「地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書（固定資産税減額証明書）」については、引き続き指定の様式を利用する必要があるので留意されたい。

また、本通知については、貴管内市町村及び貴都道府県指定の指定確認検査機関に対して周知をお願いする。

記

1 標準的な様式

別添様式1、様式2

2 標準的な取扱い

建築物の耐震診断結果を所有者等に報告する際には様式1に必要事項を記入のうえ次の資料を添付して所有者等に交付する。

- 1) 平成18年国土交通省告示第184号別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第一一から四の方法により耐震診断を行った場合には、様式2（耐震診断結果概要書）を作成すると

ともに計算過程や図面等を付した詳細な資料を添付する。

- 2) 同告示別添第一ただし書きの国土交通大臣が同等以上の効力を有すると認め
る方法によって耐震診断を行った場合は、それぞれの方法に規定された内容
により詳細な資料を作成して添付する。